

JAB MS101:2017 第10版 D2 へのパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	JICQA	11.2 f)	6-14	Q E	「アクセス権」に関する規定において、レゾリューション No.136 では、MS101 に規定した以外に制限事項等の要求事項があるが、これら要求事項も「No.136 の要求事項を満足しなければならない」と規定することで要求事項に含むと考えてよいか。	先の通りであるなら、MS101 に No.136 の一部のみを引用し規定するのではなく、全文を引用し規定することを提案する。	△：ご質問について、MS101 案 11.2 項 f) では、直接、明記した規定以外にもレゾリューション No.136 中の認証機関に対する要求事項すべての適用を意図しています。 レゾリューション No.136 では、「認定機関は以下を実施しなければならない」として、認定機関が認証機関に対して確実にすべき事項の規定があり、今般、この内容を 11.2 項 f) に記しています。 ご提案については、主に、次の観点から、レゾリューション No.136 全文を記すことなく、規定いたします。 ・MS101 5.4 項にて、認証機関に対し、No.136 に限らず、レゾリューションの入手、レビュー、実施プロセスの文書化を求めていること ・MS101 は、根拠規格 (SJAC 9104-1) を、JIS Q 17021-1 に従って再構成し規定しているが、冗長を避ける観点からも、基準全般を

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
							<p>通して、根拠規格中の全ての規定を記すことなく、当該規格の引用を用いていること</p> <p>なお、規定の意図を明確にするため、MS101 原案の一部を次のとおり修正いたします。 原案：これに関連して、認証機関は、レゾリューション No.136 の要求事項を満足しなければならない。 修正：また、認証機関は、レゾリューション No.136 のすべての要求事項を満足しなければならない。</p> <p>ご参考として、レゾリューションは、次の URL (2017 年 3 月 22 日アクセス) にて参照可能です。 https://www.sae.org/iaqgdb/oasishelp/iaqgre-solutionslog.pdf</p>

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。